

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、以下のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産 取得原価

ただし、公営企業会計においては、各会計の財務書類作成時に適用した評価方法によっています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの

該当なし

イ 市場価格のないもの 取得原価

③ 出資金 出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・材料、量水器 移動平均法による原価法

・ポンプ、消耗品 先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法

② 無形固定資産 定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当なし

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権について、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

ただし、公営企業会計においては、各会計の財務書類作成時に適用した計上方法によっています。

(6) リース取引の処理方法

該当なし

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
諫早市土地 開発公社	—	0 百万円	6,000 百万円	6,000 百万円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは次のとおりです。

諫早簡裁令和6年（ハ）第4号損害賠償請求事件 1百万円

5 追加情報

(1) 連結対象会計

- ・ 国民健康保険事業特別会計
- ・ 後期高齢者医療特別会計
- ・ 介護保険事業特別会計（保険事業勘定）
- ・ 介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）
- ・ 駐車場事業特別会計
- ・ 水道事業会計
- ・ 工業用水道事業会計
- ・ 下水道事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

ア 範囲

売却可能資産の範囲は、売却予定とされている公共資産としています。

イ 内訳

該当なし